

令和4年門審第41号

裁 決

モーターボートA消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年7月10日11時10分

福岡県藍島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.54メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 302キロワット

3 事実の経過

(1) 関門港響新港区付近

関門港響新港区から同区東方沖合にかけて、廃棄物処分場の建設に伴い、同処分場を囲む護岸（以下「響灘東護岸」という。）が築造中で、響新港東1号防波堤西灯台（以下「東1号防波堤灯台」という。）から102度（真方位、以下同じ。）880メートルの地点を起点として東方に約550メートル延びる北側部分が完成し、同部分の北面には多数の消波ブロックが設置されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船体のほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側にGPSプロッター、魚群探知機、舵輪、レーダー及び機関遠隔操縦装置を装備した、FRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年7月9日22時00分関門港門司区の係留地を発し、山口県蓋井島北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、23時30分前示釣り場に到着し、釣りを行い、翌10日06時30分福岡県妙見埼北方沖合の釣り場に移動して釣りを再開した後、同釣り場を発進して帰途に就くこととした。

ところで、a受審人は、発航当日の06時00分頃に起床して睡眠をとらないまま釣りを行ったため、睡眠不足の状態であった。

また、a受審人は、Aが12.0ノットないし13.0ノット以上の速力で航行すると船首部が浮上し、浮上を抑制するため船尾船底の両舷に装備されたフラップを作動させると、舵中央のままで緩やかに右転する特性があったことから、適宜当て舵を取って保針していた。

a受審人は、知人が操舵室前部下方のキャビンで休息する中、舵

輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たって釣り場を発進し、10時52分半東1号防波堤灯台から274度3.82海里の地点で、針路を091度に定め、15.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、フラップを作動させ、コントローラー式の遠隔操舵装置を使用し、手動操舵により進行した。

a 受審人は、11時03分東1号防波堤灯台から281度1.13海里の地点に達したとき、睡眠不足により眠気を催したが、もう少しで関門航路に差し掛かるので、それまで眠気を我慢できるものと思い、操縦席から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらずに、居眠りに陥り、舵中央とした状態で緩やかに右転を始めたまま続航した。

こうして、a 受審人は、響灘東護岸に向かって進行し、11時10分東1号防波堤灯台から098度1,240メートルの地点において、Aは、船首が109度を向いたとき、原速力のまま、同護岸北面の消波ブロックに衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部に亀裂及び破口を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件消波ブロック衝突は、藍島南西方沖合において、関門港門司区に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、響灘東護岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、藍島南西方沖合において、関門港門司区に向けて帰航中、操縦席に腰を掛けた姿勢で睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、操縦席から立ち上がって操船するなど、居眠り運航

の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、もう少いで関門航路に差し掛かるので、それまで眠気を我慢できるものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、響灘東護岸に向かつて進行して同護岸北面の消波ブロックとの衝突を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 5 年 4 月 1 8 日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之